議案第 64 号

玖西環境衛生組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、玖西環境衛生組合規約(昭和39年指令地方第1668号)の一部を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年5月31日 提出

周南市長 藤 井 律 子

玖西環境衛生組合規約の一部を改正する規約

玖西環境衛生組合規約(昭和39年指令地方第1668号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(事務の承継)

第15条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市の議会の議決を経て行う 協議をもって定める。

附則

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

(参 考)

玖西環境衛生組合規約新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--------------------|-------------------------|
| (組合の財産の処理) | _(事務の承継)_ |
| 第15条 この組合が解散した場合の財 | 第15条 組合の解散に伴う事務の承継 |
| 産は、関係市が負担した施設設置の | <u>については、関係市の議会の議決を</u> |
| 負担割合により処理するものとす | 経て行う協議をもって定める。 |
| <u>る。</u> | |
| | |